

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年11月21日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第23号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）				
地方公共 団体名	機関		地方公共 団体名	機関			
略			略				
神崎市	本庁	略	神崎市	本庁	略		
		市長部局（会計課を含む。）			部長 課長 室長 総務課副課長 <u>（人事、職員団体 担当に限る。）</u> 市 長公室副室長（秘 書担当に限る。） 人事係長 秘書 広報係長	市長部局（会計課を含む。）	部長 課長 室長 総務課副課長 人事係長 秘書広 報係長
		略			略	略	
	選挙管理委員会事務局	事務局長		選挙管理委員会事務局	書記長		
略	略	略	略	略			
略	略		略	略			

改正前	改正後
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。